

## 速報！ 福祉機器の助成金が変わります！

まだ厚労省の HP などにも掲載されていませんが、雇用関係助成金は 4 月から大幅にメニューの改編・統合などが行われる見込みです。その中で、「職場定着支援助成金」の「介護福祉機器等助成」について、情報をキャッチしましたのでお知らせします。

現在は、移動・昇降用リフトや特殊浴槽などの機器を導入し、介護労働者の身体的負担の軽減などの改善がされた場合に**導入費用の 2 分の 1 (上限 300 万円)**が助成されるという内容になっています。

これが 4 月以降に計画・申請を行う場合は、まず「**導入費用の 4 分の 1 (上限 150 万円)**」が助成され、その後 1 年間で**離職率の低下目標を達成できた場合に導入費用の 20%**、さらに**生産性要件 (3 年前の年度に比べ、生産性が向上していること) を満たす場合に 15% プラス**、という形になるようです。最大で費用の 60% ということにはなりますが、これまでのようにすぐに半額もらえるというわけにはいかなくなりますし、ハードルもぐんと上がります。(生産性要件については[こちら](#)をご覧ください)

この福祉機器助成は、「計画書提出→機器導入→導入効果検証 (アンケート実施)」という手順で実施しなければなりません。もしいま機器導入を検討している事業所様がありましたら、かなり厳しいスケジュールになります。3 月中に計画を提出しておくことをお勧めします。(計画書提出が 4 月以降になると、新しい要件での助成対象となります。ご注意ください)

## 同一労働同一賃金とは何ですか？ ③

国の「同一労働同一賃金ガイドライン案」では、「正規・非正規の雇用形態に関わらず、同じモノサシを使って評価し処遇しなさい」ということが書かれているとお伝えしました。中でも影響が出そうなのが、賞与・手当の関係です。

「賞与について、D 社においては、無期雇用フルタイム労働者には職務内容や貢献等にかかわらず全員に支給

しているが、有期雇用労働者又はパートタイム労働者には支給していない」

これはガイドライン案で「問題となる」例として挙げられているものです。

「正社員には無条件でボーナスを出しているのに、同じ職場で働くパートには出さないというのはおかしいでしょ」ということです。

同じように、他の手当 (通勤手当・役職手当・皆勤手当など) でも、正規にだけ付いて非正規には付かないというのは問題である、ということが示されています。

パートにもボーナス！などと大きく報道され話題にもなりましたが、ガイドライン案で言っているのは、なんでもかんでも同じように支給しなければいけないということではありません。勤務日数や時間が少ないのであれば、それに応じたものを支給すればいいし、通勤費も正規は月額、パートは日ごとで構いません。

大事なのは「**非正規だから**」というのは、**区別・差別をする理由にはならない**、ということなのです。

次回へ続きます

## セミナー 2016 Part4 を開催しました！

平成 29 年 3 月 3 日、長野市で「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー 2016 Part4」を開催しました。「同一労働同一賃金」の解説や来年度からの制度改正の動きについてお話しさせていただき、これからの事業所のあり方を考えていく機会となりました。

今年度もセミナーに多くの皆様ご参加いただいたこと、心より感謝申し上げます。

来年度も引き続きセミナーを開催したいと思っています。まだ検討中ですが、初回は 6 月初めを予定しています。またご案内しますので、ぜひご参加ください！

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)